

【図1】

入場券(はがき)の様式

同一世帯の3人まで連記してあります。それぞれが、自分の分をハサミで切り離して投票所にお持ちください。

(表面)

氏名	1	1	性別	選挙区
氏名	吉川太郎		男	保健センター
氏名	2			保健センター
氏名	3			保健センター

選挙 吉川局 料金後納郵便

342-8501 吉川市吉川二丁目1番地1

吉川太郎 様

吉川市選挙管理委員会 電話 982-5111(代表)

(裏面)

▶ご注意◀

- 投票日には、この入場券を切り離して、本人が投票所へ持参してください。
- 他人の入場券を使って身代わり投票をしたときは罰せられますからご注意ください。
- もしこの入場券を紛失したときは、投票所で係員に申し出てください。
- 住所、氏名等に誤りがありましたら、選挙管理委員会に申し出てください。
- この入場券がお手元に届いても、投票日の当日選挙権の無い人は投票できません。
- 投票所の場所は、広域よしかわ4月号に掲載してありますので、確認をしてください。

平成15年4月

埼玉県議会議員一般 投票日時 平成15年 午前7時から 午後8時まで 4月13日

埼玉県議会議員一般 投票日時 平成15年 午前7時から 午後8時まで 4月13日

埼玉県議会議員一般 投票日時 平成15年 午前7時から 午後8時まで 4月13日

選挙公報を発行、投票の参考に

候補者の政見、経歴や写真などを掲載した選挙公報を発行します。選挙公報は、新聞折込みで四月十一日(金)までには、皆さんのお宅へ配布します。

新聞折込み配布は、朝日、読売、毎日、サンケイ、東京、日経、埼玉の購読をされている世帯の方です。また、その新聞以外の購読世帯の方には、自宅に郵送でお送りいたしますので、あらかじめ、吉川市選挙管理委員会までご連絡ください。また、吉川駅や市役所

不在者投票

投票の当日、都合により投票できない方は、不在者投票をすることができます。

期間 四月四日(金)から 十二日(土)まで
時間 午前八時三十分から 午後八時まで
必要なもの 入場券

場所 吉川市役所第二庁舎一階 一〇一会議室(次頁図2参照)

各市民サービスセンター、おあしすなどの公共機関にも選挙公報を備えてあります。

吉川市役所以外で投票 (不在者・郵便をする方法)

長期に渡り、他市町村に滞在中の方や県選挙管理委員会が指定した病院などに入院している方も不在者投票ができます。この場合は、早めに吉川市選挙管理委員会または病院などに問い合わせください。

①指定施設で投票をする方法
病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームなどで、不在者投票指定施設に指定されている施設は、不在者投票ができます。入院・入所中の方は、早めに、病院などに問い合わせてください。

